

協議第40号

消防組織の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	21 消防組織の取扱い
<p>1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。</p> <p>2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。</p> <p>(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。</p> <p>(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。</p>	

「協議第40号 消防組織の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	21 消防組織の取扱い
調整の内容	<p>1 大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。</p> <p>2 消防団については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。</p> <p>(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。</p> <p>(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。</p>

区分	現況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
消防署	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幕別消防署（職員数25名）</li> <li>消防課 庶務係・消防係・予防係・保安係</li> <li>警防課 警防係・機械係・救急係</li> <li>・幕別消防署札内支署（17名）</li> <li>消防係・予防係・保安係</li> <li>警防係・機械係・救急係</li> <li>・幕別消防署糠内分遣所（1名、囑託2名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大樹消防署忠類支署（職員数12名）</li> <li>庶務係・警防係・予防係</li> </ul>	<p>大樹消防署忠類支署については、幕別消防署忠類支署とする。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
消防団	<p>【幕別消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員130名 実員114名 1団1本部3分団</li> <li>・運営 幕別消防団規約による</li> <li>・運営交付金 18,000円×実団員数</li> <li>・報償費 消防団員歳末警戒報償金 1,600円/人 連合演習報償金 本部10,000円 各分団15,000円 出初式報償金 本部10,000円 各分団20,000円 火災予防報償金 本部10,000円 各分団15,000円</li> <li>・行事 月例訓練 会議 火災予防運動(春・秋・歳末) 演習・出初式 教育訓練 活性化事業 慶弔 消防団健康診断</li> </ul>	<p>【忠類消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員40名 実員35名 1団</li> <li>・運営 忠類消防団共和会規約による</li> <li>・運営交付金 基礎額 12,000円×実団員数 加算額 240,000円</li> <li>・報償費 該当なし</li> <li>・行事 定例訓練 会議 火災予防運動(春・秋) 演習・出初式 教育訓練 活性化事業 慶弔</li> </ul>	<p>消防団については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 忠類消防団については、現行のとおり東十勝消防事務組合に引き継ぐものとする。ただし、消防団の再編に向け、組織及び運営等について、新町において調整する。</p>

区 分	現 況		調整の具体的内容
	幕別町	忠類村	
消防団（つづき）	<p><b>【報酬】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬額</li> <li>  団長 85,000円/年</li> <li>  副団長 64,000円/年</li> <li>  分団長 60,000円/年</li> <li>  副分団長 46,000円/年</li> <li>  部長 43,000円/年</li> <li>  班長 37,000円/年</li> <li>  団員 32,000円/年</li> <li>・支給時期 3月</li> </ul> <p><b>【費用弁償】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等出勤 4,800円/日 (1日 = 4時間)</li> <li>・警戒出勤 3,600円/日</li> <li>・訓練出勤 3,600円/日</li> <li>・機関員 3,000円/月</li> <li>・暖房管理 30,000円/月</li> </ul>	<p><b>【報酬】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬額</li> <li>  団長 85,000円/年</li> <li>  副団長 64,000円/年</li> <li>  分団長 60,000円/年</li> <li>  副分団長 46,000円/年</li> <li>  部長 43,000円/年</li> <li>  班長 37,000円/年</li> <li>  団員 30,000円/年</li> <li>・支給時期 年額の1/2を9月及び3月に支給</li> </ul> <p><b>【費用弁償】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害等出勤 4,800円/回 (1回 = 4時間、4時間を越えるごとに同額を加算)</li> <li>・警戒、訓練その他の出勤 3,700円/回 (1回 = 4時間、4時間を越える毎に5割を加算)</li> </ul>	<p>(2) 報酬については、東十勝消防事務組合の例により、合併する年度の翌年度に統一する。</p> <p>(3) 費用弁償については、東十勝消防事務組合の例により、合併時に統一する。</p>

## 消防組織の取扱いに関する法令

### ○消防組織法(昭和22年法律第226号)

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以て、その任務とする。

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 1 消防本部
- 2 消防署
- 3 消防団

第11条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第15条 消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める。

消防団の組織は、市町村の規則で定める。

消防本部を置く市町村においては、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし、消防長又は消防署長の命令があるときは、その区域外においても行動することができる。

第15条の2 消防団に消防団員を置く。

消防団員の定員は、条例で定める。

第15条の6 消防団員に関する任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分取扱いに関しては、この法律に定めるものを除くほか、常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより、非常勤の消防団員については条例で定める。

消防団員の階級並びに訓練、礼式及び服制に関する事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

## 先進事例

### はつかいちし 廿日市市(広島県)

- (1) 常備消防の取扱い
  - ア 佐伯町の常備消防については、引き続き廿日市市消防署佐伯分署で消防事務の処理を行う。
  - イ 吉和村の常備消防については、引き続き山県西部消防組合で消防事務の共同処理を行う。
- (2) 消防団の取扱い
  - ア 消防団については、廿日市市の消防団に統合する。
  - イ 団員の報酬、費用弁償については、廿日市市の例に統一する。

### たはらし 田原市(愛知県)

消防団は田原町に統合し、報酬及び費用弁償等については、田原町の制度に統一する。なお、分団等の組織は当面現行のとおりとし、新市において組織等検討委員会を設置して適正な組織体制について検討するものとする。

### 函館市(北海道)

- (1) 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の常備消防については、函館市東消防署の南茅部支署、戸井主張所、恵山主張所、椴法華出張所とする。
- (2) 消防団については、現行のとおりとし、連合消防団を組織する。

### ひたちおおたし 常陸太田市(茨城県)

- (1) 新市の消防本部は、現在の常陸太田市消防本部に置くものとする。
- (2) 新市の消防署は、現在の常陸太田市消防署とし、中染分署は新市の消防署分署とする。  
なお、新市建設計画に基づき、常備消防体制の強化充実に努めるものとする。
- (3) 金砂郷町・水府村・里美村の消防施設、設備については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
- (4) 常陸太田市と金砂郷町、水府村及び里美村が締結している消防事務委託に関する協定は、合併時に消滅するものとする。
- (5) 消防団の取扱い
  - 金砂郷町・水府町・里美村の消防団については、合併時に常陸太田市の消防団に統合する。組織、階級については、団長1名とし、当分の間、旧4市町村にそれぞれ副団長、支団長、副支団長(階級は副団長)を置き、現在の管轄区域を統括する。
  - 定員及び服制については、合併後に調整するものとする。
  - 任用、報酬、費用弁償等については、合併時まで調整し、合併の翌年度から適用する。
- (6) 防災会議については、常陸太田市の組織を基本に調整し、新市において地域防災計画を策定する。
- (7) 水防協議会については、常陸太田市の組織を基本に調整し、新市において水防計画を策定する。
- (8) 防災行政無線については、新市において、速やかに調整を図るものとする。
- (9) 相互応援協定については、現行のまま新市に引き継ぐものとする。

### 石狩市(北海道 合併予定 - 平成17年10月1日合併予定)

- (1) 消防署については、合併時に石狩消防署に統合するものとし、厚田消防署及び浜益消防署については、支署とする。
- (2) 消防団については、新市において消防団組織の再編を含め調整し、石狩消防団の体制に合わせていくものとする。